

那珂川市 住宅改修 Q&A

No.	項目	質問	回答	下記参考
1	増築後の住宅改修について	増築で住宅改修を行った場合、支給対象となりますか。	増築の場合は、新たに居室を設ける場合などは支給対象となりませんが、廊下の拡張にあわせて手すりを取り付ける場合や、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合などは、従来の住宅を改修したとして支給対象となる場合があります。	
2	住民票を残したまま他市に居住している被保険者（対象者）の住宅改修について	住民票を残したまま他市に居住している被保険者（対象者）の住宅改修は、給付対象となりますか。	住民登録地の住宅改修のみ対象となるため、支給対象外です。	
3	入院中の住宅改修について	現在、入院している要介護者等の住宅について事前に住宅改修を行うことはできますか。 また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を退去する場合は支給対象となりますか。	入院中等の場合は、住宅改修が必要と認められないので対象になりません。 退院および退所等の予定が明らかな場合等については、予め改修しておくことも必要と考えるため、施工前に事前申請を行い、退院・退所等の後に事後申請を行います。 なお、この場合、償還払いでの申請になります。退院・退所等しないことになった場合は対象とはなりません。	Q9
4	グループホーム利用者の自宅の改修について	グループホーム利用者が自宅へ外泊する場合の自宅の改修は対象となりますか。 同様に、施設入所者が自宅へ外泊する場合の自宅の改修は対象となりますか。	認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者（入所者）で、住民登録地が自宅にある場合、介護保険上は在宅扱いですが、生活実態は自宅にないことから、支給対象としません。 また、同じく施設入所者が自宅へ外泊する場合であっても、施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、住宅改修の支給対象にはなりません。 介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのではなく一時的な帰宅や外泊の場合は支給対象とはなりません。（※入院中の者の場合も同様の取り扱いとします。）	
5	要介護認定申請中の住宅改修について	要介護（要支援）認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能ですか。	要介護（要支援）認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。 ただし、償還払いでの申請となります。認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の対象とならないため、改修費用は全額自己負担になります。	
6	要介護認定申請前の住宅改修について	要介護認定申請前に着工した住宅改修は対象となりますか。	要介護認定申請前に着工した住宅改修については、住宅改修の対象と認められません。 介護保険の対象とならないため、改修費用は全額自己負担になります。	
7	在宅要介護者が工事着工後に入院した場合の住宅改修費の保険給付について	住宅改修に着工した要介護者が、着工後に様態の急変等により入院し、退院の見通しがかからない場合に、要介護者から住宅改修費支給の申請があった場合は、住宅改修費の支給は可能ですか。	要介護者が入院するまでに工事が完成した部分まで給付対象となります。	
8	住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合の住宅改修費の保険給付について	住宅改修等の償還払いにおいて、着工時点においては存命であったが、住宅改修完了前に要介護者本人が死亡した場合は、住宅改修費の支給は可能ですか。	要介護者が死亡するまでに工事が完成した部分まで給付対象となります。	
9	見積りの作成について	本人または家族が施工する場合、誰が作成した見積書を提出すればよいですか。	材料を販売した店舗等が作成した被保険者宛の見積書及び見積内訳書を提出します。販売先が発行しない場合には、本人または家族が作成し提出します。	

10	施工後、見積りの部材の数量が異なった場合の扱いについて	施工後、安全のために手すりの受け金物が増えた場合や、補強板が増えた場合など部材の個数が見積りと異なった場合、見積内訳書の再提出は必要ですか。	必要です。	
11	見積書の押印について	見積書には社印等の押印は必要ですか。	必要ありません。	
12	消費税の端数処理について	消費税の端数処理について、端数「切り捨て」、「切り下げ」、「四捨五入」いずれでも良いですか。	切り上げ、切り捨て、四捨五入のいずれでも構いません。	
13	図面の作成範囲について	図面はどの範囲まで必要ですか。	図面から生活動線が判る範囲を作成します。玄関、トイレ、浴室に手すりを取付ける工事の場合、対象者の日常生活において、細切れの動線はあり得ませんので、玄関のみ、トイレのみという部分図面ではなく、手すりや段差の解消等が必要な理由が読み解ける範囲で作成してください。	
14	添付写真について	申請に添付する必要がある改修前後の写真について、どのような写真を撮影すればよいですか。	<p>工事箇所全体がわかるように撮影します。</p> <p>なお、工事前、工事後の写真については、それぞれ以下の点にも注意します。</p> <p>i) 工事前の写真について → 工事の必要性がわかる写真をお願いします。なお、写真には改修後イメージを記入してください。</p> <p>例 段差があり、手すりを設置する場合には、手すりを設置する壁と段差が確認できるもの。</p> <p>※ 段差の解消の場合は、現在の段差寸法がわかるようスケール（ものさし）等を当てた写真が必要です。</p> <p>ii) 工事後の写真について → 使用部材が、すべて確認できるもの。連続した手すりの場合に、一枚の写真で納まらない場合には、接点がわかるようマスキングテープなどを貼り撮影すると良いでしょう。</p> <p>※ 段差の解消の場合は、段差が解消されたことが判るようスケール（ものさし）等を当てた写真が必要となります。</p>	
15	承諾書について	夫又は妻名義の建物でも承諾書は必要ですか。	夫婦間であっても必要です。	
16	承諾書について	住宅の所有者が死亡して、相続登記の処理がまだ完了していない場合、住宅改修の承諾書はどのように作成すればよいですか。	死亡した住宅の所有者に代わって固定資産税を納めている方を住宅の所有者とみなして、承諾書を作成してください。	
17	住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて	<p>下記事例について教えてください。</p> <p>① 10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建替えて、新築家屋として住みはじめたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合は、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。</p> <p>② 同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合は、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。</p>	①②とも住宅改修の支給対象とはなりません。	

18	転居等について	転居した場合や子の住宅に一時的に身を寄せている場合等の扱いはどうか。	住宅改修費の上限額の設定と管理は住民登録地ごとに行いますので、転居や子の住宅に等に住所が変わった場合は、新たに上限額の20万円が設定されます。	Q8
19	リセットについて	過去に住宅改修を20万円利用し、その後身体状況が悪化したが、一度使い切ってしまうと再度利用することはできないですか。	初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の介護度を基準として「要介護状態区分」が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで利用可能です。ただし、要支援2と要介護1は同一の要介護状態区分とみなします。 要介護状態区分 3段階以上 (例) 要支援1 → 要介護3、4、5 要支援2又は要介護1 → 要介護4、5 要介護2 → 要介護5	
20	住宅改修の計画を変更する場合について	事前申請後、完了報告までの間に、変更、追加の工事が発生した場合において、どのような手続きになりますか。	何らかの事情で住宅改修の計画を変更せざるを得ない場合には、提出した理由書にその理由を加筆し、新たな見積り・図面と併せて提出してください。追加が発生した場合は、基本的に別の申請として取り扱うため、新たに事前申請を行います。内容の変更を事前に届け出ず、工事着工後に報告された場合は、内容を変更している改修部分については、支給対象とならない場合がありますので、ご注意ください。まずは、高齢者支援課介護保険担当までご連絡ください。	
21	手すりの破損について	以前住宅改修で取付けた手すりが破損してしまっただ。修理する工事は対象となりますか。	対象とはなりません。 同じ場所に手すりをつける場合、身体的状況等から高さの変更が必要などの場合に限りです。 既存手すりの修理（部品の交換）等は対象外です。	
22	手すりの取替え工事について	設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに設置する場合は給付の対象となりますか。	老朽化したとの理由であれば認められません。 ただし、身体状況の変化により、位置を変える場合などは対象となります。	
23	既存手すりの位置の移動等について	本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの高さ等位置のみを調整・変更し再度設置する必要がある場合は、住宅改修の支給対象となりますか。	既存の手すりが手すりとしての機能を果たしていない場合や、利用することが不可能である場合は対象としています。 この場合は手すりの材料は既存を使用し、対象となるのは工賃のみが支給対象となります。	
24	手すりの変更について	要介護者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、住宅改修の対象となりますか。また、その際、既存の手すりの撤去にかかる費用についても住宅改修の対象となりますか。	要介護者の心身状況の変化に起因するものであれば、共に住宅改修の対象となります。 ただし、心身状況の変化を理由書に詳しく記載することを要します。	
25	2階への手すりについて	2階に行くために手すりを取り付けたいのですが、手すりの費用は支給対象となりますか？	介護や支援を必要とする方の昇降動作には転落や転倒のおそれがあるため、原則的には支給対象とはなりません。 まずは1階等昇降を伴わない生活動線への変更を検討してください。しかし1階に居室を設けられない等、特別な事情がある場合は理由書に理由を記載してください。理由書の内容や家屋の状況、本人の歩行状況を考慮し支給対象とすることがあります。	

26	下駄箱に手すりを取付ける場合について	玄関の上がり降りの際ふらつきがあるため手すりを下駄箱に取付ける場合は、支給対象となりますか。	下駄箱は「住宅」ではないため、下駄箱への手すりの取付けは住宅改修の対象とはなりません。造付けの下駄箱のように構造体に取付けられた下駄箱に取付ける場合には支給対象としています。	
27	ユニットバスについて	浴室をユニットバスに改修することで、床の段差と浴槽のまたぎの段差を同時に改修することは段差の解消として対象となりますか。	心身の状況により、次の3つのいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合には、該当します。部分について按分などにより価格が算出できる場合には、住宅改修の対象となります。 ① 脱衣所と浴室の段差の解消を目的とする場合 ② 浴室の床を滑りにくい床材への変更を目的とする場合 ③ 浴室の床と浴槽底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとする場合 ※対象となる場合には、見積書にユニットバスの内訳を記載し、メーカーの振分け書（按分表）を併せて提出するなど、介護保険対象部分を明確にします。 <見積内訳の記載例> 段差の解消のために浅型浴槽に交換することは支給対象となります。（給湯器等は支給対象外）『ユニットバス〇〇円（内、浴槽〇〇円、床〇〇円、扉〇〇円、手すり〇〇円、その他〇〇円）』と、介護保険対象部分がかかるように記載します。	
28	ユニットバスについて	ユニットバス（壁・床・天井・浴槽等が一体化したもの）の購入設置により行う床材変更の場合、支給の対象となりますか。	按分することが可能であれば支給対象とすることができます。	
29	浴槽の取替えについて	高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも、段差の解消として住宅改修の対象となりますか。	段差の解消を目的とする場合のみ対象となります。	
30	踏み台の延長について	洗濯物を干すために、ベランダに足場（踏み台）があるが、狭いので落ちてしまう恐れがある。踏み台を延長（広く）する工事は対象となりますか。	目的（洗濯物を吊るす）の場所までの経路の 段差を解消 するために踏み台を設置する場合は対象になりますが、今回は目的の場所が踏み台上になり、段差の解消には当たらないため対象外です。	
31	ウッドデッキについて	洗濯物を干す動作において、庭に下りる際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキを作成する工事は、住宅改修の対象となりますか。	ベランダの増設に該当すると判断し、住宅改修の対象外です。	
32	新設について	玄関から道路に至る既存の通路の傾斜が強く感じられるようになり、通行が困難になったため、玄関から庭を横切って道路に至るまでの傾斜の緩やかな通路を新設する工事をしたいが段差の解消として住宅改修の支給対象としてよいですか。	もともと通路として利用していない部分への工事は新設にあたり、住宅改修ではないため対象外です。	
33	老朽化について	車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取替える住宅改修は、支給対象となりますか。	老朽化や物理的・化学的な磨耗消耗が理由である場合は対象外です。	

34	カーテンへの変更について	扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取替えたいが、住宅改修の対象となりますか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取付け工事についても、住宅改修の対象となりますか。	利用者の身体状況（車いす利用者で、半身麻痺があり引き戸等の開閉が困難であるという理由等）による取替えであれば、カーテンレール設置費用、カーテン設置に伴う付帯工事住宅は改修の対象としますが、カーテン自体は簡単に取り外しが可能なため対象外となります。なお、アコーディオンカーテンの場合は、アコーディオンカーテンそのものも支給対象とします。	
35	浴室の扉の取替えについて	車いす利用者が浴室の扉を1人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象としてよいか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能か。	要介護者等の身体状況や介護環境により対象となります。ただし、身体状況や介護環境に基づき工事が必要な理由が詳細に記載された理由書の提出が必要となります。	
36	扉の撤去について	車いすで通行するために、台所の入口の扉を取り除く工事費、つまり「扉の撤去」は住宅改修における「扉の取換え」の対象となるか。	車いすで通行するためやむを得ず扉を取り除く工事は対象となります。ただし、身体状況や介護環境に基づき工事が必要な理由が詳細に記載された理由書の提出が必要となります。	
37	扉の新設について	壁であったところを一部取り払い、扉を新設する工事は住宅改修の対象となるか。	従来、「引き戸等への扉の取替え」は扉位置の変更等を含め扉の取替えとされていたが、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用がかからない場合もあります。その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象となります。この場合には、引き戸等の新設の場合と、扉位置の変更の場合の見積りを提出します。また、この場合であっても、筋かいが入っている壁の撤去は、安全性の観点から認められません。ただし、建築士が構造計算を行い、撤去可能な場合にはこの限りではありません。	
38	便座について	暖房便座、洗浄機能等が付加されている便座への取替えは対象となりますか。	便器の取替えを住宅改修の対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。従って、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便器に取り替える場合は対象外となります。	Q20 Q21
39	壁リモコンについて	洗浄便座（ウォシュレット等）の壁リモコンは対象になりますか。	最近の洗浄便座（ウォシュレット等）には本体に操作盤がついていないのが一般的になっていますので、対象となります。	
40	便座の高い便器への交換について	洋式便器から洋式便器への変更（便座の高さ変更等）については、対象となりますか。	一般的に、和式便器を洋式便器に取り換える工事が対象です。また、洋式便器のかさ上げについては福祉用具購入品に補高便座があるので、はじめにそちらを検討していただく必要があります。どうしても交換の必要がある、合理的な理由がある場合は対象とします。ただし、古くなったから取替えたいなどの理由では対象外となります。	
41	和式便器から洗浄機能等がついた洋式便器への取替えについて	和式便器から洗浄機能等がついた洋式便器への取替えは、住宅改修の支給対象となりますか。	洗浄便座一体型の洋式便器が、一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取付ける場合は、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。ただし、この場合であっても洗浄機器等を追加するための目的の場合には、対象外です。	

42	便器の高さ変更について	<p>便器の高さを補うために、補高便座ではなく、住宅改修の便器の取替えを選択することは可能ですか。（補高便座を取付けることは可能）</p> <p>同様に、被保険者の身体的状況から既存の洋式便器の便座の高さを高くする必要があるため、洋式便器から洋式便器へ便器を取替える場合、支給対象となりますか。</p>	<p>身体的理由から便器の高さを変える必要があるのであれば、住宅改修を行っても差し支えありませんが、次の方法も検討してください。</p> <p>① 補高便座を福祉用具購入で対応できるのであれば、いずれを選択するかよく検討したほうがよいでしょう。</p> <p>（例）特定福祉用具購入の対象となる「補高便座」を用いて座面の高さを高くする。</p> <p>② 既存の洋式便器を嵩上げて高さを調節する方法で補う。</p>	
43	給排水工事について	<p>便器の取替えに伴う給排水設備工事については、どこまでが付帯工事となりますか。</p>	<p>和式の水洗便器を洋式の水洗便器へ取替える際の給排水管の長さや位置を変える工事が対象となります。</p>	
44	スロープについて	<p>玄関から道路までの通路にそのままスロープを設置すると急勾配となり危険なため、通路の横にある花壇や植え込みを撤去し、その上にスロープを湾曲させ距離をとって勾配を緩やかにしたいのですが、この工事は支給対象となりますか。</p>	<p>花壇や植え込みを撤去してスロープを湾曲・延長させた場合、通路の新設となるので支給対象とはなりません。ただし、従来の通路に重なる部分の工事費用は、面積按分ができれば支給できる場合があります。</p>	

【参考】

※国から示されている福祉用具購入に関するQ & Aをまとめたものです。

No.	項目	質問	回答
Q 1	領収証	領収証は写しでもよいか	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 2	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 3	添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 4	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 5	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 6	賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 7	分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 8	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)

Q 9	入院（入所）中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものと考えられる。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 10	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 1 1	理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。 (18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q & A(vol.2))
Q 1 2	手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 1 3	浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 1 4	上がり框（かまち）の段差緩和工事	住宅改修）上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 1 5	段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)

Q 1 6	床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 1 7	扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われれば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 1 8	引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 1 9	洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかき上げる工事②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 2 0	洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 2 1	既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 2 2	和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。 (12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2)
Q 2 3	滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。 (12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A)

Q 2 4	段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。 (12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて)
Q 2 5	玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。 (12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて)
Q 2 6	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。 (12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて)
Q 2 7	通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。 (12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて)
Q 2 8	通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。 (12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて)
Q 2 9	扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。 (12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて)
Q 3 0	段差の解消に伴う付帯工事の取扱	脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。 (14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A)
Q 3 1	段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。 (14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A)

Q 3 2	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。 (14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A)
Q 3 3	理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。 (18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2))
Q 3 4	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。 (29.7.30 全国介護保険担当課長会議資料 平成29年介護保険制度の改革等に関するFAQ)
Q 3 5	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室を畳敷きに改修するにあたり、平成29年7月のQ & Aで示されている「転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したもの」について、どのようなものが該当すると考えられるか。	日本産業規格（J I S）A 5917 衝撃緩和型畳（床）に該当するものが考えられる。なお、当該J I Sに該当しない場合、改修される畳敷きの性能等を施工業者等から聴取等を通じて確認の上、居宅要介護被保険者の心身の状況を考慮したものであるか特に確認すること。 (R4.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ&A)
Q 3 6	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、転倒時の衝撃を緩和する材料に変更することにより移動の円滑化が期待される場合、このような改修は対象となるか。	対象として差し支えない。 (R4.3.31 事務連絡 介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ&A)